

## 藤枝市児童生徒見守り推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童生徒及びその保護者が安全で安心して生活できる環境を整備するため、I o T端末を活用した見守りサービス（以下「見守りサービス」という。）を提供する事業者（以下「事業者」という。）に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見守りサービス I o T端末を利用し、保護者が子どもの位置情報をスマートフォンで確認できるサービスをいう。
- (2) 見守り端末 見守りサービスの提供を受ける保護者が子どもに所持させるGPS等の測位衛星による位置情報取得が可能なI o T端末（携帯電話等通話機能を有する端末は除く。）をいう。
- (3) 登録事業者 藤枝市児童生徒見守り推進事業サービス提供事業者登録要領（令和元年藤枝市教育委員会告示第4号）に基づき、登録された事業者をいう。
- (4) 対象児童生徒 藤枝市に住所を有する満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間（以下「学齢期」という。）の者をいう。ただし、学齢期前2か月以内にある者を含む。
- (5) 申込者 対象児童生徒の保護者で、登録事業者に対し、見守りサービスを申し込んだ者をいう。
- (6) 利用者 申込者のうち、見守りサービスの提供を受けている者をいう。
- (7) 見守り端末の購入に要する経費 見守り端末など、見守りサービスを利用するために最低限必要となる機器の購入に要する経費とし、契約事務手数料やオプション品購入、サービス利用料等その他一切の経費を除いたものをいう。

(補助事業、補助対象経費及び補助額)

第3条 補助事業は、登録事業者が、見守り端末の購入に要する経費から減額して申込者に見守りサービスを提供する事業とし、申込者へ見守り端末の提供を完了したものを対象とする。

2 補助対象経費は、見守り端末の購入に要する経費とし、補助額は、対象児童生

徒 1 人につき、見守り端末の購入に要する経費から減額した金額とする。ただし、5,000 円を限度とする。

(補助の回数)

第 4 条 補助の回数は、対象児童生徒につき 1 回限りとする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする登録事業者は、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書（第 1 号様式）を提出しなければならない。ただし、申込者への見守り端末の提供が完了している場合は、併せて第 9 条第 1 項に規定する完了報告を行うものとする。

- (1) 新規申込者一覧表（第 2 号様式）
- (2) 新規申込者一覧表（第 2 号様式）の電子データ
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 6 条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、予算に照らしてその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第 3 号様式）、補助金の交付申請及び完了報告があった場合は、補助金交付決定通知書兼確定通知書（第 3 号様式）及び交付決定金額内訳（第 4 号様式）により通知する。

2 市長は、補助金の交付を認めないことと決定したときは、その理由を付して藤枝市児童生徒見守り推進事業費補助金不承認決定通知書（第 5 号様式）により申請者に通知する。

(交付の条件)

第 7 条 前条第 1 項の決定を受けた事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、補助対象経費の総額の 20 パーセント以内の減額の変更は、その限りではない。

(変更承認)

第 8 条 補助事業者は、事業内容の変更承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更承認申請書（第 6 号様式）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更新規申込者一覧表（第 2 号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、事業内容の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更を承認するときは、変更承認書（第 7 号様式）及び変更交付決定金額内訳（第 4 号様式）により通知するものとする。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、申込者への見守り端末の提供が完了した日の属する月の原則翌月10日までに完了報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 端末提供完了者一覧表(第9号様式)
- (2) 端末提供完了者一覧表(第9号様式)の電子データ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、申込者への見守り端末の提供が完了した日を基準に、補助金交付対象年度を判定するものとする。

(補助額の確定)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(請求)

第11条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書(第10号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則(令和元年7月3日教育委員会告示第3号)

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に申込者への見守り端末の提供が完了している補助事業者については、第9条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までに完了報告書(第8号様式)に同項各号に掲げる書類を添えて市長に報告するものとする。

附 則(令和2年1月23日教育委員会告示第2号)

この告示は、公示の日から施行する。